

第3回 高尾山古墳保存と都市計画道路（沼津南一色線）

整備の両立に関する協議会

議事内容について

日時：平成28年2月2日（火）10:00～12:00

場所：プラサヴェルデ 4階 401会議室

<議事次第>

- 1 開会
- 2 議長挨拶
- 3 資料説明
 - ・ 前回協議会の議論を踏まえた検証作業項目（資料1）
 - ・ 交通機能の観点からの評価（資料2）
 - ・ 史跡空間の観点からの評価（資料3）
 - ・ 実現可能性の観点からの評価（資料4）
 - ・ 総合的評価について（資料5）
- 4 討議
- 5 市長挨拶
- 6 閉会

<協議会の開催風景>



【議事内容】

- ・開会
- ・議長挨拶

大橋議長 : 昨年の9月から古墳の保存と道路整備という2つの公益について、実現可能な案を求めて検討を重ねてまいりました。前回には具体的な案を基にさまざまな課題を指摘いただきまして、その深堀を今回事務局に要求いたしました。また合わせて、パブリックコメントもお願いいたしました。本日はさらにそれを検討いたしまして、会議後には市長にお渡しできる案を取りまとめたいと思っております。大変難しい問題ではございますが、委員の皆様にはご協力をよろしくお願いいたします。

- ・事務局より資料1、パブリックコメントの状況報告

大橋議長 : ありがとうございます。パブリックコメントでは有り難いことに多数のご意見をお寄せいただきました。市内、県内はもとより、県外からも大変たくさんの意見が集まっておりまして、本件に対する注目度の高さを示しているように思います。また、協議会で提示いたしました案に即してご意見を頂くことも出来ました。これらを参照させていただきながら個別に前回出された課題についてこれから検証に入らせていただきたいと思います。

資料1は本日の課題の確認事項ですので、よろしければ個別の審議に入らせていただきたいと思います。

次に資料2に即しまして、特にT字案の検討を中心に交通機能の件について事務局から説明いただきたいと思います。

- ・事務局より資料2を説明

大橋議長 : ありがとうございます。前回は各案について、交通の安全の問題について詳細に調査して欲しいと神田委員はじめ、そういうご意見を頂いた事に対しての調査の結果でございます。また、歩行者という点を重視すべきではないかということについては、初回の久保田委員のご発言とか前回の難波委員のペーパーにも出ていたことですので、その歩行者の安全性についても検証がなされております。

それで、恐らく1番ポイントになるのは、今回協議会で補償件数を少なくしたい、その上で道路機能を確保したいという期待から、T字案という大変興味深い施策を検討いただいております。

その総括評価について、14ページにある評価の読み方ですが、これはT字案が渋滞等の可能性があるということではなくて、何も考えないでT字を設けるとこういう可能性が考えられるので、それに対して今日ご説明いただいた、とりわけ9ページにあるような改善イメージにある施策を具体的に採ることによって、ここに出ている可能性というようなことを克服できるのではないかという観点から14ページの表の矢印の後ろにあるところの、こういう渋滞対策とか交差点設計が大事だということです。この案についてのポイントと言いますか、課題、評価なのだろうと思います。

ここは非常に大事なところですので、T字という一般的ではない交差点を設けることについて、本当に安全なのでしょうかとという素朴な疑問等あると思います。この点につきましては、9ページにあるような可能性、提案を入れることによって

技術的にこういう恐れを取り除く事ができるのかどうかというような点について、久保田委員から少しご説明なりご意見をいただけますか。

久保田委員 : まずですね、T字についてかなり検討していただいたわけですが、それで14ページにまとめていただいていますように、やはり渋滞の話と安全の話、この2つはどうしてもクリアしなければこの案は成立出来ないと言うことだと思います。渋滞に関しては、今日詳細にご説明頂いたような具体的な案を出していただいて、ピーク時には常時流すようにすれば問題なく渋滞しないのではないかとというようなご提案でしたので、そういう対策が本当に可能かどうかを公安委員会との協議等、道路管理者さんとのご相談がこれから必要になってくるだろうと思います。

安全に関しては、今までまっすぐに通ると思っていたのがT字になるから奇異な感じがするのであるが、実際、世の中には直角に曲がっている国道というのはあるわけです。日本に。それはいろんな理由でそうなっているのですが、それを当たり前前に使っているわけです。そういう何の安全上の問題もなく直角に右折したり左折したりしている国道というのはあるんです。

ですから、そのように当たり前前に曲がる交差点のようにできるかどうかポイントじゃないかと思えます。ですから、ここもそういうかなり詳細な信号制御も含めて、検討がこれから必要だということで、そういう意味では14ページの結論でいいと思えます。

ただ、少し違和感があるのが14ページのその他の案は特に大きな問題は無いということに関しては、私は少し異論があります。

まず、トンネル案について、10ページあたりで紹介していただいている通り、かなり急な勾配で下って、上って1号に接するわけですが、ただできえ、北の方が緩い勾配で下ってきて、新幹線を越えたところから急な下り勾配になって、急に上って上り終わったと思ったら、もう1号の交差点というのは、正直かなり安全上いろんな課題をもっていると思えます。

ですから、トンネル案というのは予算だけ、お金の話だけでなく、安全上これで大丈夫かということのをこれはこれで14ページにきちんと記載して頂く必要があると思えます。

それから、S字の案についても問題ないという位置づけではありますが、これも同様に北から緩いカーブで緩い勾配で下りてきたものが、急にここで右に振って左に振って1号に行くわけですから、これもかなり安全上注意を払わないと、むしろこっちの方がよりスピードを出して1号に到達してしまう可能性があると思えますので、これについてもしっかりと14ページに記載をしていただきたいと思います。以上です。

大橋議長 : ありがとうございます。このT字案のところにつきましては、こういう渋滞対策、安全性に対する対策案が必要ではあるけれども、これを前提とすれば克服できるのではないかと、そういう見通しを頂きまして、同じような客観的評価という点で申しますと、その他の案についていろいろ問題点をご指摘いただきましたので、これは客観的に評価するという点で、総括評価のところを見ながら皆さんが施策を考えられたり、市民の皆さんも議論をする事になると思えます。今、久保田委員からご指摘があったような勾配の問題とかスピードの問題ということ、別にそれが危険だという書き方をする必要はなくて、これと同じで可能性があるということで、付け加えてこういう検証をすべきであるということが追加できてはじめて候補案として採用できる。そのような書き方にここは修正いただければと思います。

他に交通機能のところにつきまして、何かご意見とかご質問、それから今の点について事務局から、何かございますか。

事務局 : 少し訂正をさせて頂きたいのですが、14ページT字4車の欄では渋滞の問題と安全の両方の課題がありますので、渋滞対策と事故防止に対する検証が必要となりますが、T字2車のみ2番目の欄では、課題は渋滞だけですので、矢印の後は渋滞対策のみで良く、事故防止については特段に書く必要がない旨、訂正をさせて頂いていただければと思います。

大橋議長 : わかりました。今、ご説明のありました同じT字といっても上下でT字を曲がる案と片方だけだと、ここで心配されていることの度合いも違いますので、そこがはっきりわかるようにということでT字2車線を含む案のところもそういう形で修正頂く形で道路のところについての評価としたいと思います。また後で戻ってきたいと思います。あと、他はいかがですか。

神田委員 : 確認ですが、B案は縦断線形がはっきり書かれていません。ページで言うと10ページにB案を除く縦断線形が書かれているのですが、B案の縦断線形は6ページにおける図の実線という考えでよろしいでしょうか。

事務局 : 申し訳ありません。仰る通りですし、10ページのS字案とほぼ同じであると理解しております。

神田委員 : S字案とほぼ一緒ということでしょうか。

事務局 : はい。

神田委員 : 久保田委員が仰っていたことになるほどと思っていたのですが、1つだけコメントさせていただきますと、10ページのトンネル案は、まさに、北側から南に8%で下がって7%で上がるのですが、国道1号交差点でも渋滞していて、トンネルの中に最後尾の車両があった場合、8%の勾配ですと下って行って、いきなりトンネルの中に止まっているわけですね。これは非常に危険だと思うので、ぜひ、そういうこともここに、14ページにまさに久保田委員が仰っているように書いていただきたい。

大橋議長 : ありがとうございます。

難波委員 : 1つ確認なのですが、先ほどの14ページのT字4車線の件ですが、久保田委員が仰ったのと大橋議長が仰ったのと少しニュアンスが違うのではないかと思います。大橋議長はこれで克服できるという感じ、久保田委員は克服できるのではないかと、という位ではないかと。その辺りはいかがなんでしょうか？
つまり、最後のところ、交通への影響は重大なポイントになるので、案の評価として、例えばT字4車線が交通への影響があまり問題ないということになれば、後々極めて有力な案というか、案としての価値が極めて上がるので、そこが結構細かい分析が必要かなと思うのです。
その辺りでニュアンスの違いではなくて、実態のところ、どういう風にお考えになっておられるのか、ちょっと教えていただければと思うのですが。

大橋議長 : わかりました。今日の議論で、はっきりしたことの1つは、かなり新幹線と国道

1号の限られたところで古墳に対して道路が遠慮するようなことをどの案もしなければいけないので、どの案も相当難しい問題を抱えているんだということがわかったと思います。

T字だけでなくトンネル案も含めて問題がある。T字案につきましては、全然問題がないという評価をするのではなくて、例えばこういう懸念があったことに対してこういう対策が今回示されていて、それが全然実現可能でないようなものではなくて、検討して、詳細に検討する価値のあるもので見通しがあるということです。ここでも書かれている通り、公安委員会、道路管理者との協議という留保条件が付く問題ですので、ここで全部決めきれることではないとは思いますが。ただ、候補案として提示できるだけの充実なり、成熟性があったということです。それは私としては強く言い過ぎたかもしれませんが、そこは慎重に、久保田委員と同じ意見です。

久保田委員 : T字案が成立するかどうかの鍵だと私が思うのは、さっきと重複しますが、北から来た車がこのT字のところできちんとブレーキを踏んで、ウインカーを左に出して、普通の交差点のようにちゃんと曲がってくれるかどうかだと思います。例えばで言うと、信号は常に左矢印が出ていて、1時間出っぱなしというすごい信号になるんですが、そういうウルトラCに近い信号制御にはなりますが、そういうことが公安委員会との協議で可能になれば、私は十分可能性はあると思います。

大橋議長 : そういう技術的な考えを盛り込んでやって頂くということを前提として考えているのです。

矢野委員 : 10ページの東側平面案も多少のS字になって、しかも8%で国道1号線にぶつかるという案なので、これも多少の問題はあるのではないかなと素人ながら考えたのですが。

大橋議長 : 今日は、この各案の安全性のところについて検証を要するというご指摘を頂きまして、それでT字案とかトンネル案とかいろいろご指摘を頂いた中で、今、矢野委員からあったところについては、先ほど久保田委員からはご説明がなかったので、少し補足をしていただけますか。

久保田委員 : 確かに仰る通りだと思います。東側を通る場合に古墳のところまでは平らで、そこが終わってから、急に下って1号に向かって行くということです。交差点の直前はかなり急勾配になってしまう。それで危険だということではないかというご指摘だと思います。それはやはり懸念事項としてまとめておいた方が良いでしょう。以上です。

大橋議長 : わかりました。そうしますと、D、F、Hというような案につきましても、東側の平面案についても問題点は14ページのところに記載頂くという形で。そうしますと、各案問題点と言いますか、検証を要するところが並ぶような形になりますね。よろしいですか。

事務局 : はい、ご指摘を受けて修正をします。今お聞きしていると、相対的には10ページ真ん中のトンネル案がやはり危険度が高いように受け取れましたけれども、そういう理解でよろしいですね。

大橋議長 : 他に、この交通機能のところにつきまして何かご意見とかございますか。
それでは先に進ませていただきます。
次は前回、史跡空間ということについていろいろご意見が出ました。
史跡空間につきましては、前回とりわけ東側の平面案について懸念が表明されておりましたので、それについての検討結果と言うことで、事務局から資料3に即して説明頂きます。

・事務局より資料3を説明

大橋議長 : 今回史跡空間についていろいろご意見がありました。それで今回ちょっと新しいかなと思いましたが8ページのところにありますように、ケース3ではこういう70cm～150cmの段差が生じるというようなことを、分かっていたのかも知れませんが、前回古墳が二つの道路に挟まれているような状況まで把握をしておりましたけれども、こういう段差を生むイメージというようなことは具体的に共有できておりませんでしたので、それが確認できたと思います。
道路とこの史跡を整備した後に、特にケース3のような形で古墳に盛土をして保護するような案というようなものが、史跡としての景観、特に南側からの景観の問題でありますとか、あと残した後の観光資源としての利活用というような観点から見た場合の展望とかについて、こういう残し方というのは有りうるのかという点について、前回矢野委員のほうからご意見あったと思います。そのところについて。

矢野委員 : 議長から言われましたとおり、活用の問題と、その前に本質的な価値の保存の問題があると思うんですが、この古墳の本質的な価値というのは、やはりこの古墳と墳丘そのものが価値があるんですが、立地とか、景観的な要素も、古墳の本質的な価値に入るわけですね。
そうするとケース3の場合に、まあビューポイントからの眺望という検証は成されているのですが、そうじゃなくて全体的にこういう残り方をした時に、景観的な問題がかなり阻害される、それとこの立地が本質的な価値の一部をなすわけですが、それが読めなくなる。古墳そのものが物理的に残るにしても、付随する価値に関してはかなり制約されるんじゃないかという風に私には思われます。
その分が評価としてはかなり問題があるのではないかなという風な感じがします。それと活用を考えると、やはり沼津市の古代のシンボルになるになるわけですから、そのシンボルとしての活用を考えると、非常に狭い範囲で道路の間にはさまれてしまうということで、恐らくあまり活用できないんじゃないかと、確かに残ったはいいけど、そこに回遊性も非常に低いし、まあこういう例は世界的にないことはないんです。ただ非常に問題視されています。そういう意味では、かなり古墳の価値を保存するという意味では、かなり問題があるのではないかなという風に思います。その辺を回答とします。
それともう一つ、物理的には確かに発泡スチロール工法で、保存はできると思うのですが、この三宅御土居跡のこの解決というのは、あくまでもこの道路をこういう形をとったのは30年くらいを目標とした仮の道路です。将来的な迂回案ができています。だから、三宅御土居跡がちゃんと史跡として整備復元された時には、この道路は発泡スチロールを剥がせば元に戻るわけですから、時間差を利用して解決したということです。ですから本質的には違います。これは当時、非常に珍しく、道路と史跡指定をこうダブらしていただいたんですね、という難しい事例なんですけど、ただそれは基本的には、将来的に道路を外すということの条件として、この方法をとっているということだったので、ちょっと補足説明したい

と思います。

大橋議長 : ありがとうございます。今、矢野委員からご指摘いただきました点は、9ページの評価のところなのですが、この9ページの評価のケース3のところ、史跡回遊エリアが限定されるとか、歩道橋を通らなきゃいけないというのはちょっと些末な問題のような気もして、もっと本質的な問題は今矢野委員がおっしゃった、今後の沼津市としての利活用というようなことについて制約になるんじゃないですかというそういう点と、あとは古墳としての本質的な価値としての立地・景観ということについての制約にならないんでしょうかという、そっちの方がより大きな問題のような気がいたします。これを評価のところに加えて頂くような形にしていればと思います。

それで今最後に矢野委員がおっしゃっていた点なのですが、これはもう物理的保護の問題ということで前回も出ておりました、このような形で発泡スチロールでやるようなものは、非常に通行台数が少ないところではいいかもしれないけれども、こういう何万台というようなところについて、耐えるものなんですかというそういう疑問が前回出て、それに対して今回これも参考にして、発泡スチロールを今度は鋼の層にして守るから大丈夫だっというお話なんですけれども、11ページに書かれているような舗装イメージというのは必ずしも一般的なものでないとすると、技術的に本当にこれ検証とかはやって、これは確定的に大丈夫という評価なのか、そこをちょっとご説明いただけますでしょうか。

事務局 : 事務局の検討においては、益田の事例で具体的にどのような技術的な積み上げがあつてこの構造になっているかということがきちんと確認できませんでした。ですから今回の資料で舗装のイメージはお示ししておりますけれども、これが技術的根拠に基づいているかということ、実際に施工するとなればさらに検証・検討が必要かと思っております。

大橋議長 : そうしますと技術的に問題がないってことではないので検証を要するというような評価で、先ほどT字のところについていろいろ交差点とか交通制御のところ、検証が必要ということと同じような問題があるような気がいたしますので、それも客観的に示していただければと思います。

あと、ケース3につきましては、前は禰亘田委員からもご意見があつたと思うんですけども、今回分断して、段差ができるようなこういう形になった場合に、道路整備が終わった後に国の史跡指定というそういう段階に入っていくと思うんですけども、そういう指定手続きは大丈夫でしょうか？そのところ、文化財指定への影響とか支障とかはないと考えてよろしいでしょうか？ご教示いただけますでしょうか。

禰亘田委員 : 史跡指定という行為ですけれども、これは文化庁が主体となつてするということではなく、指定案件について、文化庁の諮問機関である文化審議会の文化財分科会に諮問して答申して頂くというシステムになってございます。文化庁は事務局として、これまでの過去の史跡指定された事例をもとに、学術的な価値と、行政的に保護する範囲について、このくらいの価値と内容であれば、諮問・答申に対して委員会の審議に問題なくいけるのではないかと、問題があるとするとこういう点だ、というようなことを、全国の史跡指定を目指している地方公共団体に対して、これまでに指定となつた案件を踏まえて、技術的なアドバイスをしているというのが現状でございます。

古墳の両側を道路がとおる案は先程矢野委員からもお話がありましたように、世

界ではあるのかもしれないですが、日本では恐らく例がないかと思うんですね。学術的な価値はあるんですけども、古墳を保護する景観という点で、この案については課題が多いということは明白だと思います。この案についての評価を、現在この場で私の口からどうこうと言える立場にはないですが、条件的には厳しいのではないかっという感じがいたします。

大橋議長 : このケース3の場合につきましても、ここだけ決められずに、この後に文化財の関係の審議会というところのご判断を仰ぐってというようなプロセスが入るという点では、結局、この案も留保条件のもとであるということです。その場合も、今お話があったように保護の点も含めて例がないところもありますので、それがすんなりいくかどうかということについてはいろいろクリアしなければいけない条件もある。ということだとしますと、史跡指定の確実性とかがその手続きについての検証というか、そういう余地があるという意味だと合わせて課題としてあるのかなという気がいたしました。他にご意見はいかがでしょうか。

久保田委員 : この件について、道路との関係、特に歩道との関係の評価の一つに加えていただければいいと思うんですけども、例えばケース1の場合であれば、歩道と史跡のすぐ脇を歩道が通ることになりますので、ある種、歩道からの視点を確保できると思います。一方で、ケース2の場合はトンネルで歩道がどこに行くか分からないのですけれども、外を通るんですかね？それによってケース2の場合に道路を歩いている人が古墳をどう見られるかということが議論できるのではないかと思うんですが、特にケース3の場合は前後のことを考えると4車線の両側に歩道がつくと考えられると、真ん中にはつかないですね。そうするとある種この部分が道路的に言う広い中央分離帯のような位置づけになると、そうすると散策路ってところのすぐ脇を車道、車がばんばん通って、歩道を挟まずに車道からすぐ古墳という状況になると思うのですけれども、そうすると古墳を訪れた人からすると道路の真ん中に取り残されたような感じになるんじゃないかと、その辺の評価も是非加えていただければと思います。ちょっとトンネルの場合だと分からないですけども。

事務局 : 迂回路の東側の歩道の場所については若干分かりにくいので補足させていただきます。まず4ページ整備案Bの場合、この場合には古墳と神社一体となった歩行区間がかなり広く形成されていますので、この中に園路のようなイメージで歩道を確保することができるのではないかと考えております。次に6ページのトンネルを含むいくつかの整備案ですけれども、この場合については車道が地盤面よりかなり低い位置にありますので、歩道はそれとは別に地盤面で北から南につながるような形で整備をしていくと考えております。最後7ページの場合ですけれども、この場合はまさに、車道の間挟まるような形で古墳が存在するというような形でございます。以上です。

久保田委員 : ちょっと確認させていただきたいんですが、そうするとケース1の場合は道路の東側には歩道がないということですか？

事務局 : そうですね、現在のいろいろ補償件数とか面積を計算しておりますけれども、その時の想定としては下りの車道のみが存在して、歩道は神社側を通していくというようなイメージでございます。

久保田委員 : 東側に、広い歩行エリアができるかと？

事務局 : そうです。

神田委員 : 街路の西側には歩道があるのですよね？東側だけ場合によっては古墳の東側を通る可能性があるということですよね？

事務局 : はい、そうです

大橋議長 : それでは評価のところは歩道との関連とか、歩道からの視点というものも合わせて入れていただければと思います。

神田委員 : 些末な確認ですが、史跡を見るために想定された市有地の駐車場には沼津南一色線からは一切入れないのですよね？どの案も。全て東側の細い道路からということですか？

事務局 : 駐車場につきましては、市有地がありますので仮にこの場所とさせて頂きました。ご指摘のように今の整備案ですと、いずれも沼津南一色線から直接出入りをするというのは危険性が高いと思っております。結果としてその場合は東側からアプローチをするということになってしまうわけですが、ここは現在、かなり狭い道路の区間を含んでおりますので、仮にそちらからアプローチをさせるという前提になれば、道路拡幅等が必要になるのではないかと考えております。

神田委員 : これは今後検討していただければよいと思います。

禰亘田委員 : バスは入れるのですか？

事務局 : バスについても、いまは乗用車でもかなりすれ違いが難しいような幅員でございますので、大型車についてはむしろ別途の場所を考えるべきかもしれません。それも今後の検討だと思っております。

神田委員 : これは沼津南一色線の構造などに縛られず、駐車場の場所についてはいろいろなパターンがあると思いますし、ルートについても恐らくもう少し検討すれば、あまり用地買収しなくてできるような計画もあるかと思っておりますので、そういうご検討をしていただければと思います。

大橋議長 : 次に資料の4と5を使って、資料4は実現可能性の観点からの資料でございます。資料の5は総合的な評価についての資料です。あわせて事務局から説明をお願いします。

・事務局より資料4～5を説明

大橋議長 : ありがとうございます。

各案について一覧で問題点をあげています。これはまた後で議論したいと思っております。比較検討という課題に関しましては、本日難波委員からペーパーをご用意いただいておりますので、その資料に従ってご説明をお願いしたいと思います。

難波委員

: はい、ありがとうございます。前回欠席をしまして大変失礼しました。今日資料を見て、事務局が非常によく整理をしていただいているので、課題とか影響がすごくよくわかるようになったなと思います。資料全体が非常によくわかりやすいので、判断しやすくなったのではないかなと思います。資料5で全体の評価を作っていたのですが、最初に申しあげましたけど、どこに価値を置くかということで、案の評価が変わってきますので、これ全体をざっと見るとなんとなくこれかなという感じはするのですが、やはりある部分に極端に価値を置く人、例えば交通機能の評価は絶対だという人はやっぱりそれはこれに違いないと思うので、なかなかこの表ひとつで決めるには難しいのではないかなと思います。そこで、評価をどうするかということで、評価を助けるために、あるいは選択を助けるために資料を作ってきました。最後に判断を行う方は沼津市になると思いますが、どうゆう価値判断でやったのかということの説明しないとけないと思います。例えば、費用は最小の案になるかもしれませんが、〇〇をより重視して△△については影響を許容してもらって、例えば〇〇億円の追加投資により事業を実施することにしたということで納得をして頂くことだと思います。全員の賛同というのはいえませんが、そういう考えなら仕方ないですね、と市民の方や市外の方にどう思っていたかということではないかなと思います。

選択の考え方としてこういうのをやってみました。まず素案の設定ということで、事業費が違う、古墳への影響が違う、交通への影響が違う、全部3つ相対的にやっているとなかなか判断しにくいので、まずは事業費が最小であるという案を基礎案にしてやってみました。資料5と一緒に見て頂くといいですが、B案とF案が基礎案になることになります。ここも事務局と同じですけども、多大な負担がかかるA案とC案とI案は初めから対象から除くということです。そうすると6案が残るわけですけども、この6案の中で今後はどういう評価をしようかということですけども、この比較案の絞り込みのときに古墳への影響を回避できる案と、古墳への影響を少し許容した案、少しかどうかというところで評価はありますけれど、許容した案とこれにわかれると思います。そのあと4案それぞれ天秤にかけて、どうゆう価値で評価をするかをやってみました。

この資料で、今日の議論と少し違うところは、T字案ですね、T字案の所に私は交通への影響が相当大きいのではないかなというところで、影響が大きいという評価を置いています。それはそういう人もいるということを見ていただいて、結局その部分の部分があまり問題ないということになれば違う評価をすればいいので。そういう面では後の資料ではT字4車線案に対して、交通への影響がやや大きいのではないかなということを前提にした案になっています。まずはB案ですけども、これは西側T字4車線ですけども、これは古墳への影響を回避できるのですが交通への影響が大きく生じて、再移転で住民に負担をかける案ですので、もう少しお金をかけていい案はないかという声があがる可能性があると思います。F案というのは西側T字2車線で東側2車線ですけども、これは、再移転はなくなるんですけど、交通への影響はやはり残って、古墳への影響が生じる案という事になります。そうすると、もう少しお金をかけて古墳への影響を改善できないのか、という声が出ると思います。

B案とF案の事業費は同じ、さっきの余計にかかるような気がしますがF案の方は、とりあえず同じという事にしておくと、B案というのは古墳への影響の回避に、より高い価値を置く案ですし、F案というのは古墳への影響を軽減しつつ、再移転の回避と交通への影響の軽減、これをかなり重視するという案になります。この段階でこれは価値がありますから、どっちに価値を置くかという話がありますから、この段階ではあまり単純な影響比較で甲乙を付けることはやるべきじゃ

ないというふうに思います。

影響の大きい3案は抜きます。

今度は何かを固定しないと評価しにくいのでまず古墳への影響が回避できる3案というので評価をしてみると、B案とE案とG案があって、それぞれ金額が5億、37億、35億とあります。それで、E案ですけれど、これは西側S字2車線で東側トンネル2車線という案ですけれど、これB案に32億円かけるわけですが、交通への影響はやや回避できますけれど再移転は生じるということですね、したがってこれは、再移転者に負担をかけるのでこの案はB案より優れているとは言えないと思います。G案については西側T字2車線で東側トンネル2車線でこれも35億円ですけれど、B案に30億円追加して再移転を回避して交通への影響も軽減する、という案との事です。これも、お金をかけた分そこに価値を置く人には良いという事ですが30億円かけてそれをやるという事ですね。ただやはり、それだけ金かけるのか、という意見が出ると思います。

今度古墳への影響を少し許容した案の場合はF案というのが基礎になって、D案H案というのがあって、D案は西側S字2車線で東側2車線ですけれど、これは再移転が2件発生して住民に負担をかける案という事で、もう少しお金をかけて古墳への影響も改善をして、再移転もなくすべきではないかという意見がある可能性がある、したがって、これは良い案とは言えないだろう、H案ですけど、西側トンネル2車線で東側2車線、これ26億円です。基礎案のF案に26億円追加をして、交通への影響を回避して、再移転も神社倉庫だけとなる、こういうことですが、やはりお金かけた分交通への影響はいいけど古墳への影響がでるのではないかという声が出ると思います。

そうすると、絞り込むとですね、まず古墳への影響が回避できる3案というのでやると、まずE案が抜けますからB案とG案という事になります。それから古墳への影響を少し許容した3案となるとさっきのD案が抜けますから、F案とH案という事になります。これで9つのうちから3つが抜けて、さらに4つになったということですね。それで、4案に減りましたから、4案の中で相対的に比較をしてみるという事です。B案とG案ですけど、B案は先ほどから出てくる西側T字4車線の5億円で、G案というのは、書いていませんけど古墳への影響は両方ともあまり多くないという事ですね。いや、古墳への影響はないという事です。その時は、結局は30億円かけて再移転を回避、交通への影響を軽減する案という事になります。交通への影響が先ほどの評価でちょっと違ったりしますから、これを見ると、B案とG案の比較っていったいなんだろうかなというのが分かると思います。それから、F案とH案ですけども、これも今度はT字2車線、東側2車線で5億円、それから西側トンネル2車線東側2車線26億円、これはF案は基礎案5億が一番安いやつですね、この場合は、21億円かけて建物移転の回避と交通への影響の回避をするんですけども、古墳への影響が残る案ですね。これを見てどっちがいいかなということですね。

今度古墳への影響のB案とF案の比較ですけど、古墳への影響と交通への影響の軽減ってやつで天秤にかけてみましょうということですね、そうするとB案とF案同じ5億円ですから、5億円ずつで見ると、B案というのは古墳への影響を完全に回避できますけれども、F案の優れているのは再移転の1件がないということと、交通への影響の軽減が図られるという事ですね。これもさっきの交通への影響が両方とも同じという事になれば、その部分の評価が違いますし、それから再移転の回避、1件が0件ですけど、地元の方の了解が得られて再移転は仕方ないねという事になれば、この部分の価値判断も変わってくるという事ですね、ただ、やっていることはこういう評価判断を、比較をしているという事だと思えます。それからG案とH案ですけど、これはもうちょっとお金をかける2案

が残りしましたが、西側T字2車線東側トンネル2車線というG案と、H側は西側トンネル2車線に東側2車線という案ですけれども、G案は東側トンネル2車線にするので、古墳への影響は回避できますけれども、H案ではそれが残るということになります。ただし9億円安くて建物移転は回避できるし、交通への影響も回避できるということになります。

これでどうなのかというところですが、F案とG案を比較すると、優位になった4案を比較すると、F案とG案で、まずF案で西側T字2車線、東側2車線5億円というのと、西側T字2車線、東側トンネル2車線というG案が、これで30億円違って古墳への影響を回避するということになります。B案とH案でいうと、B案は21億円安いですが、古墳への影響を回避して21億円安いと。H案は西側トンネル2車線に東側2車線で26億円ですけど、交通への影響の回避ですとか移転の回避があるということですね。こうやってみると、何を消して行くかどしたいの価値がわかるというのがあると思うが、例えばB案とH案を比較すると、ここで決定的なのは移転の回避を重く見て、交通への影響を重く見ているので、H案を選択するときは21億円かけてもこちらをとりましょうということになると思う。ところがH案のところ建物移転はそうでもないよね、交通への影響も何とかなるよねということになれば21億円安くて古墳への影響を回避できる案ということになると思います。その辺を今日はずっと交通への影響というのを詰めてきたのでこのあたりが、かなりこの表とは違う形になるが、明確になっていると思う。

最後になりますが、事業費の安さを重視して5億円という案で比較するとB案とF案になって、まずは古墳への影響を許容したうえで、再移転の回避と交通への影響の軽減を重視するとF案になるし、交通への大きな影響と再移転の発生を許容したうえで交通への影響の回避を重視するとB案になる。今日の議論を踏まえると交通への影響がある程度あって、再移転を許容したうえで古墳への影響を重視するとB案というちょっと言い方がちがいますが、そうするとどしたいどちらが良いかというのがわかると思う。あとは市と市民の価値判断なので、私が価値判断すべきではないので申しませんが、なんとなくこういうことをやればわかるのではないかと。それで、お金はある程度かけてやったらどうかということですが、これも同じような形になります。やはり一番のポイントは古墳への影響をどうするかということなんです。そこを決めてしまえばどしたい案は決まると思います。これから判断をしたときに、いろいろこの案が良いという人がいると思うが、その時にこの案とこの案はこういう比較になってこうなのですよ、例えば市が○案に決めたとして、この案と違う案を天秤にかけた時に私たちはこういう考え方でこの案よりこの案のほうが良いと評価をしました、と明確に言えると思うので、そういう比較をこれからしたうえで最終的な判断をされてはどうか。少し早口で言いましたのでなんとなくわかったような、わからないような、騙されたような気持ちかもしれませんが、要は最後にみなさんがそういうことならしょうがないですね、というような判断ができるような資料を作ったらよいのではないかと思います、これを作ってみました。

大橋議長 : ありがとうございます。

ただ今詳細にご報告いただきまして各案の特質を描き出していただいたとともに、作業の仕方というのはこういうような手順でやるのです、ということの一つモデルとして示していただいて、大変有益であったと思います。先ほど資料4を説明いただきまして、確認ですがここに書いてある事業費というのは前回も出しましたが、これは市が全額ではなく国の補助半分、市が半分ということなので、沼津市の負担はここに出ている総事業費の半分と考えてよろしいですか？

- 事務局 : 概ね半分という理解で結構です。
- 大橋議長 : 建物補償の、特に再移転のところが重要だということで赤・青塗っていただいたのですが、神社倉庫というのは、これは、一回移転していただけてますが、再移転とは考えないのですか？
- 事務局 : 解釈によると思いますが、建物補償として考える対象は人が生活の拠点としているもののみカウントさせて頂きました。
- 大橋議長 : その前に資料5で議論してよいか、ということ議論しないといけなくて、結局今日は9案並べてもう一度全部詳細に、交通面と設計面から全部洗いだして比べてみました。事務局から出てきた案は実現可能性ということで3案について、やはり実現可能性が低いのではないかとということで、除いての資料5になっているという理解です。難波委員もそれらは除外するという形のご意見でしたし、前回も3案を強く残してほしいという意見は出ていないと思いますので、それで差支えなければ3案を除いたうえで、資料5にある6案を基礎として議論するということがよろしいでしょうか。
- 難波委員 : ついでに言うと、E案とD案というのは建物補償が異常に大きいので、影響が大きいということで抜いてもよいのではないかと思います。まず整理をしてその中で次の検討としてEとDは除いて、BGFHくらいで比較をしたほうがより数が絞れるのではないかと。さっきの話はそういうことです。
- 大橋議長 : そこで少し評価が分かれてくるのは、今回の案は非常に難しいと思うのは、考慮要素がたくさんあるという難しさがあるというのは前回からわかっていたのですが、協議をしていて分かった難しさというのは、考慮要素がたくさんあるだけではなく留保条件が付いている、要するにここで決めるといっても公安委員会とか道路管理者とも協議をしなければならないとか、文化財の審議会との関連もあるとか、地権者の方もあるとかというような形でのことなので、そういう留保条件付きなので、軽々にこの案を外すということの判断はできるかどうかという問題が残ります。例えばB案について言いますと、古墳の価値というのは大事だと考えた場合、T字というところがもし万が一何か支障が出たときにはここでEDを抜いてしまうと、もう古墳への支障を回避するという選択肢が既になくなってしまふということになってしまうので、そこについてはもう少し違う意見もあるかなと拝聴しました。
- 難波委員 : T字の4車線とT字の2車線は、というかT字の4車線は大丈夫ですよね。大丈夫というのは、完全には否定されないということ。E案とD案は、S字のところで、これについては考慮要素はないと思いますが。つまりここは、交通の問題ではなく建物補償のところをどうするかという問題なので。まあ、別に抜かなくても6案で比較するのでももちろん良いと思います。
- 大橋議長 : 結局今6案を残すことについてはご了解いただいた、異論はないので、この6案からさらに絞るかというところがポイントでして、例えばこの中からこの1案これ限定ですとか、例えばこの3案に協議会として決めましたというようなことをやるということをするかどうかという判断があるように思います。ただ、先ほど

申しましたように考慮要素が非常に多くて流動的だということからしますと、なにか物品の購入の委員会とは違うところがあって、ここがうまくいかなければこちらというようなことで相互の、連動しているようなところがあるものですから、そこが最後になって慎重になっている理由です。そういう問題があるのかなと思ひまして、ですからあとで6案の中でこれを除くべきという意見があれば、それを記入するといたしまして、例えば6案をいろいろなリスクを考えて一応ベースとして市長に提出させて頂くという形をとった場合であっても、おそらく今回委嘱された使命であったりを考えたり、今日の議論の動向を考えますと、6案併記で市長どうぞ、というのも少し責任を果たしたことにはならないような気がいたします。私はこの場合に特に今回留保条件がついているので、留保条件と政策実現との道筋といいますか、市が決定をされる場合の順序というような観点から整理することはできないかなというようなことを考えてみました。具体的に申しますと、いろいろな留保条件がこの案にはそれぞれついていて、資料5は実際には青と赤の部分、青がもっと増えているような形になっているわけですが、B案が踏まえたT字交差点、これは公安委員会との協議が必要でまだ検討の余地がありというようなこと先ほど難波委員からご指摘がありました。それはあるのですが、仮にT字案の協議さえB案でクリアできたとすれば、このDFHに比べて、先ほど難波委員がおっしゃった、この中で有力なF案と比較しても、古墳を全体として残すというメリットを持つと同時に、G案E案と比較しましても事業費が安いという点が優れていますので、まずB案に則して公安委員会との協議を第一に進めていただきたいという提案をするということはいかがでしょうか。これでそのB案がもし万が一無理でも、双方向のT字で協議が不調であったという場合には、同じT字案でも上り方向だけT字のG案というのは、もちろん公安委員会との協議は必要にはなりますけれども、これはE案と比べましても補償が少なくて済みますし、また、DFHの中の有力なF案と比べましても、費用は30億円、市の負担は半分の15億円かかりますが古墳を全体として残すというメリットを持つということで、G案で協議を行うことをお願いする。それで、およそT字案の協議でT字の双方向も片方向もおよそ不調に至ったという場合、古墳を保護するという観点からいたしましてE案のもとで、補償の問題はあるがここのご努力をいただきたい。それでD案とH案、この段階ではT字はつぶれているので、D案とH案の中での比較になるが、優位なD案よりもE案は確かに29億円ほど、まあ半分の14億はかかりますけれども、古墳を残すようなメリットが尊重出来るかと思ひますので、例えばこういう6案を残したという案をもとに、慎重にここで案をつぶすという事はせずに、交渉の順番をB、G、Eという形での交渉なり協議を行って頂くというような提案はいかがですか。

難波委員 : それはおかしいと思ひます。私は、それはおかしいと思ひます。それはその古墳を残すっていう価値判断に完全に従う訳ですよね。だからB、G、Eにしたくなる訳です。それだったらもうここで決めた方がいいと思ひます。古墳は必ず残すのだと決めた上で、どうするかって事にしたい。それでないと、D、F、Hを消す事は出来ない。

神田委員 : 結論で言うると似ているのですが、その前にG案とE案が先ほども久保田委員もおっしゃって私もそう思うのですが、下りのトンネルはかなり危険です。縦断勾配の8%は特例値ですね、道路構造令でありまして、その特例値を使って、さらに上りなので相当危険です。普通下がって上がる所は、結構自転車でもスピード出します。その状態に入って実はトンネルに入った瞬間に車が停まっていたと、これは非常に危険な訳で、こ

これはこの表に書いていただいたほうがいいです。その危険性と例えばT字の危険性との比較みたいな事になりますが、そういうレベルかなと思います。ですから交通機能についてもG案、E案、下りトンネルはしっかり書いていただきたいというのが私の希望です。それぞれ価値判断、皆あると思うのですが、古墳を絶対残したい人は下の3つ、下の3つも古墳は残るのだが、古墳の環境が最大限だという方は多分下の3つは絶対取らないと思います。コストが絶対だという人は下の青い案は取らないだろうと思います。それぞれの判断なので、議長おっしゃるように、この3つは残しつつ物事の考え方を記すと、その時にまた留保条件とおっしゃった事の場合によっては記して、それで市長にご提示するというやり方もあるのかなと思います。

難波委員 : 逆にお伺いしたいのは、市は委員に対して価値判断のところを求めているのか、ということですね。従って、価値判断を完全にしてしまうと、例えば先程の古墳重視という風に決めてしまえばいい訳ですね、委員の中で。案は上のB、G、Eしか残らないわけですね。そういうことなのか、それとも価値判断は市でやられるのかってところですね。それによって、答申の仕方が変わるとは思います。

栗原市長 : それはあくまで、価値判断も含めて市が判断すべきものだと思います。「こういう価値を重視すればこれはこのプランですね。」「こういう価値を重視すればこれはこのプランですね。」とそういう考え方を整理して頂くだけで私どもとしては非常に参考になりますので。議長もおっしゃったように、公安委員会等との折衝の結果によっては、市が判断をしてやろうと思うことが出来ない、という可能性がある訳でございますので、あんまりいくつかの条件をつけて、「こういう価値観だからこれで行くべきだ。」というふうに協議会の結論を持っていかれると、実現が出来なくなって立ちいかななくなっちゃう可能性がある、という風には思います。

矢野委員 : 先程言われたように、古墳をまず重視するのかどうかという判断というのはこれはいいんだろうなと。もともとそういう問題ですから。だからそれはやはり前提として古墳を残す事を方向性として、協議会で提案したい。ただ残し方に関してはこれだけありますよ、と、やはり原則は決めておいたほうがいいのではないかな。方向性として、先程難波委員が仰っていたようなところはやっぱり決めないとまずいのではないかなと、私は思います。

難波委員 : それは3つと3つ、どっちかに絞るという事ですか。

矢野委員 : 全部一応これあって、ただ先程の史跡空間からいうと、かなりグレードは落ちますね、というのが下の案ですよ。物は残るけど、なかなか価値を担保しづらいとか、そういう付帯条件をつけて判断していただければいいかなと。基本は古墳を出来るだけ残してそれを活用するという方針がやっぱりあるのだろうなという風に思います。

大橋議長 : 先ほど難波委員がお示しになった最後の4案でそれぞれの価値を判断して下さいというような形で、それとこの史跡空間のところの評価を見ると、BとGのところについて優先して検討していきたいというような、全体のまとめとして入れるという事はいかがでしょうか。そういたしますと、B案G案というようなところを優先して交渉していただきたい。この案をまず優位に用意いただきたいって

いう事については、多分ご賛同いただけるのではないかと思います。例えば、わたくしが言った整備案Eを交えた議論のところで難波委員からそのところのご指摘がありました。

難波委員 : 別にEとDは残してもいいのですが。今の話、G案は先程、神田委員がおっしゃっていたことが書かれていないので、それはちゃんと入れておいた方がいいと思います。そうするとBとGが本当にそれでいいのですかという事にはなると思います。そこで単純に交通の問題が出てきますから。トンネル案について。その時に下の3案と上の案で、価値と交通への影響が変わってきますので、そこは完全に下を捨てきれないと思います。下を捨てるのであれば、というか優先順位を極めて落とすのであれば、最初に古墳への価値を極めて重視すると。どの案もそれなりに評価しようとすると思うのですが、下は評価が、古墳への価値の評価が低いわけですね。だから優先順位をつけるというのは協議会としてはあるかもしれないが、でもあくまで市長がおっしゃったように価値判断は市がすると言われているので、協議会としてそんなに強く価値判断をする必要はないのではないかなと私は思うんですけど。それは、委員のみなさん方のご意見ですから。

大橋議長 : この案で6案あるところを6案の中で切るという事である程度ご賛同いただけるのであれば決定いたしますけれど、この6案について古墳を重視するという立場で、例えば上の3つをとったとしても、3つには留保条件がついているわけです。交通機能のところのT字なり坂道の問題なりがあるという。あまり限定しすぎて案がなくなるというのも避けたいところがあります。6案出た中で、例えばT字についての異論というのは、この協議会の中で出ておりませんので、まさに交渉に委ねられたところですので、先ほど話したB案とG案の検討から入っていくくらいのとりまとめでいかかでしょう。

事務局 : T字案について事務局の力不足もありまして、今回の資料では完全に安全性や渋滞への対応について十分証明できておりません。また、第一回の協議会でも設置目的を説明させて頂いたとおり、協議会には市が方針決定するための条件整理をお願いしたということでした。そういう意味ではこれまでの議論の中で様々な観点からご指摘を頂いてかなり整理ができたようにも思いますので、必ずしも優先順位を明確につけて頂かなくても、市として考える道筋はある程度見えてきたのかなと考えています。

栗原市長 : 今日の議論の中で、交通機能に関する事務局案では、例えばT字案については交通機能が落ちるという案で、むしろトンネル案の方が交通機能がいいという感じだったのですが、久保田委員のお話ですとそこは違うと。むしろトンネルを降りて上るのはもっと危ない、それは全く私もおっしゃる通りだと思います。むしろT字路の場合、下り車線についてはむしろその方が交通安全上はいいのかもしれない、そういうご議論もございます。そこもしっかりと整理しないと、この事務局ペーパーを見ながらだちょっと間違えてしまいますので、そこはぜひ確認をしていただければ、これを直した上で私どもの判断となります。

大橋議長 : 今日ご指摘いただいたことはこの中に盛り込むという形で、交通機能のところにつきましてはT字のほかにトンネル案の問題もありますし、下のD、F、Hについても交通機能で大丈夫かというような案も含まれましたし、史跡空間の所につきましても、下の3つの所につきましては先ほど矢野委員から頂いたような、史跡としての価値の問題とか利活用の問題でのマイナスがあるということをここに

記載させて頂くという事は必要なという気がいたします。それをしてこの客観的な検証をしたうえで、6案を絞り込むという事を提唱される意見はないので、6案を提示するというようなことをした場合に、繰り返しになりますけれども、あくまでも考え方としてこういう優先順位で交渉いただきたいというアドバイスを付けることでいかかでしょうか。

難波委員 : 市はそこをつけなくていいと言われていて、大体なんとなくどの案がどうかという事は、何となく見えていると思うのですが、果たしてそれが協議会でそういう風に言わないといけないのかどうかという事だと思うのですね、それは議長の判断というのもあると思いますけど、ですからそこは判断しなくてもいいのではないかなと私は個人的には思います。ただ例えばそれぞれ案があって、それぞれ問題はあるという事は指摘すればいいと思います。その中で、もう少し違う言い方すると、一番いい案は、これはこういう課題あるけどこういう問題で一番よさそうだという提示はしてよさそう、そのあとに優先順位を、次はどうかという事はいらぬのではないかと思いますけど、それはまだすべての項目も整理できてないですし、例えばB案というのは交通の問題が完全に解消できれば、B案で駄目だという方は多分いないと思うのですが、ですからそういう付帯条件を付けて評価するのがいいかと思うのですけど。

大橋議長 : 私が先ほど申し上げたのも、B案について申しますと、公安委員会との協議という問題が残りますけども、それが克服できたとすれば、交通機能の点についてもトンネルもありませんし、史跡空間も守れて事業費も非常に安いというようなことですので、このB案について推奨するというか、B案で検討をはじめて頂きたいというか、付帯条件を付けるのはいかがでしょうか。

神田委員 : 同じような方向性で議論されているかと思うのですが、おそらくおのずとそうなると思います。事務局の副市長がおっしゃったように、交通の問題はまた改善点があるかもしれないです。先ほど、角度を直角にしたりとか視距をとったりとか、プラスアルファで、最近のICT技術で自動車にあらかじめ事前に色々な情報を与えて速度落とすとか、いろいろなことをやりながら、いろいろな努力をしながら、公安委員会、県警と交渉されるのだと思います。それで立ち返る可能性があったとしたときに、例えば先ほどのトンネルとか危険なものもあるので、それは県警がどう判断されるかわからないので、多分ある程度ふり幅は市にあった方がいいかなと思います。あらためて評価表を見て、市が次の案をどうされるのかはその時にまた改めて考えられるんじゃないかなと思います。

大橋議長 : 今回この表で問題点なり評価が出て、可能性として考えているプランを残すという事をしたうえで、この整備案Bが望ましいのではないかと、なんとなく皆さん思っていることをあえて最終形に残さないという事にするか、提案という形くらいで残すというようなことの意味表示はしたいような気がするのですが。協議会として、ちょっと、という事であれば議長の提案という事でもよろしいですし、矢野委員、久保田委員がB案についてだったらという事であれば、学識三者からの提案という言葉をつけて、6案の問題点つけて、お示しいたしますが、いかがですか。

事務局 : いずれにしても今の時点では資料5の表現が十分バランスの取れたものになっていないというご指摘頂いたわけですから、これについてきちんと直して、できる限り協議会で共有して頂けるようなものを作りたいと思います。

大橋議長 : 資料は作り直したとして、今日最終回ですので、6案並べるという事と、今日の議論の流れの一つを示すという意味で、留保条件付きではありますけれども、B案を提唱したい。

栗原市長 : それは、そちらのご意思で。

大橋議長 : では、学識3名が同意いたしましたので、協議会でということで提案させていただきます。

難波委員 : 学識ではありますが県でもありますから、県としてはやはり、こだわるようですけど、沼津市が最後に価値判断される問題なので、行政関係者として価値判断のことにはあまり・・・個人的には意見ありますけど・・・

大橋議長 : この協議会は諮問機関ですので、あくまでも全体のアドバイスですので、最終的には市政を任されている市長のご判断だと思います。客観的な評価は全部出ささせていただきました。そのうえで、留保条件があるというのは十分承知の上で、この中で比較的これから入ったらいいのではないかというものとしてはB案という事について、学識委員3名から、それから入っていただけるとありがたいという提案を付けて、取りまとめはこのくらいだと思います。それから、今日の議論を踏まえてこの資料を、まだ足りていないというところもありましたので、交通面の所と、あと史跡への影響の所は足して頂くというような形でとりまとめていただきたい。

神田委員 : 場合によっては留保条件も下にご書いていただければと思います。

大橋議長 : もちろん、課題がすべて留保条件のような形になりますので、書き方は同じだと思いますけど。ではそのような形で市長のほうに提示させていただきます。最後に、一言、お礼を申し上げます。三回の会議の中で扱うにはものすごく分量が多くて、しかもこういう市民の方の熱い視線の中で、経験したことのないプレッシャーの中で、議論させていただきましたので、いろいろ行き届かなかった点もあったかと思います。委員の方からいろいろ率直にご意見いただけたということと、こちらをお願いした注文について市の方から本当に包み隠しなく色々なデータを限られた時間の中で出していただいてありがたかったということと、市民の方に大変関心を持っていただいて、パブリックコメントも含めて、参加いただきまして盛り上げて頂いたこと、感謝いたしております。この協議会を離れますと執行段階に入りますので、苦労を重ねて、何とか両立を図るという事に努めてまいりましたので、関係の県の方も、文化財の関係も協動的に執行いただいて、未来に、高規格の道路と素晴らしい史跡が残せますように、尽くしていただければと思います。ありがとうございました。

・ 市長挨拶

栗原市長 : それでは、一言、会を閉じるに当たりましてお礼を申し上げたいと思います。委員の先生方には三回にわたりまして、私もずっとここにいさせてもらいましたけど大変活発で真摯なご議論いただきました。私どもが当初、古墳と道路の両立は難しいという結論を内部で出したわけですが、この協議会の議論の経緯によって、色々留保条件はついておりますけれども、両立が可能であるという道

筋が見えてまいりました。そのほかクリアすることがいっぱいございますけれど、三回のご議論を通じまして、しかも市民の皆様に聞いて頂いてこういうことができたという事は、大変私ども感謝の気持ちでいっぱいでございます。先生方のご努力に対しまして、改めて深甚なる感謝と敬意を表しまして私からのお礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

・ 閉会

事務局 : それでは以上で第三回協議会を閉じさせていただきます。
ありがとうございました。

以 上